

# 『日本会計士会々報』にみる会計士業務

## —計理士法成立時を中心に—

山下修平

### はじめに

本稿は、『日本会計士会々報<sup>1)</sup>』に掲載された論説・資料・報告等を考察することにより、計理士法成立期における会計士の業務を明らかにすることが目的である。全容が明らかになっていない当時の会計士業務を、これまで注目されることの少なかった『日本会計士会々報』を用いることにより、その一端を明らかにしたい。また、会報の論説等から読み取れる会計士の業務内容が、計理士法案成立にどのような影響を与えたのかを考察する。

1927年（昭和2年）の計理士法の成立よりも前に存在していた会計士は、現代の公認会計士とは異なる存在である。法律の規定はなく、自ら会計士と称していた。当初会計業務を営む者は、会計士、会計人、監査士、会計監査士などと自称していたが、大正末期にはほぼ会計士に統一されていったとされる（日本公認会計士協会25年史編さん委員会編1975、49頁）。個々に会計士と称し、会計業務に当たっていたが、自らの地位向上や、資格制度の制定を目指し、設立されたのが日本会計士会である。日本会計士会は、1921年（大正10年）に、はじめての職業会計人の職域団体として誕生した（全日本計理士会職業会計人史編纂委員会編1973、8頁）。日本会計士会は会報『日本会計士会々報』を発行し、会計士法・計理士法の成立を目指す論説や、同会への入会試験の公告などを掲載している。会計士の業務に関する問題点の指摘や提言も掲載され、当時の業務内容を把握できる貴重な資料と言える。

まずI章では、戦前の会計士、とくに計理士法成立の直前期における会計士について論ずる。また、はじめての職業会計人による団体である、日本会計士会の成立とその性格についてまとめる。II章では、『日本会計士会々報』の詳細な考察を行う。とくに『日本会計士会々報』の後半4冊、つまり第5号から第8号を取り上げ、掲載された論説等を吟味・考察し、計理士法成立直前の会計士会の動向について検討を行う。III章では、計理士法の概要を整理し、そのうえで、日本会計士会が計理士法成立にいかなる役割を果たしたのかを考察する。

## I 会計士と日本会計士会

### (1) 戦前の会計士

会計士が誕生した背景には、株式会社の増加と大規模化、会計事務の増大や複雑化があった。商法は商業帳簿の作成、提出、保存を規定しており、会計の知識を必要とする事務作業が求められた。1899年（明治32年）には、所得税制の改正により、法人に対する所得課税が実施されることになった（高木2007、39-41頁）。さらに会計事務作業が増加したものと考えられる。加えて、1909年（明治42年）の「日本製糖汚職事件」により職業会計人による監査制度の導入が論じられるようになった（原2005、188-194頁）。

1890年（明治23年）に、大坪文次郎により東京計算局事務所（東京・日本橋）が設立された。日本で最初の会計事務所とされている（全日本計理士会職業会計人史編纂委員会編1973、4頁）。1907年（明治40年）には、森田熊太郎により森田会計調査所（大阪）が開設された（日本公認会計士協会25年編さん委員会編1975、6頁）。「最初に会計事務所を開いて監査業務を行った」（安藤他編2007、1294頁）とされ、監査を行う職業会計人が誕生した<sup>2</sup>。その後、日本各地で会計士が誕生したものと思われる。

計理士法成立以前における会計士の正確な人数は明らかになっていない。1921年1月の農商務省商工局の会計士の現在調べによれば、開業者は12名と英国会計士4名となっているが、調査漏れによるものが何名かあったとされる（日本公認会計士協会25年史編さん委員会編1975、48頁）。また、『日本会計士会々報』第1号（1922年）において、会計士竹内恒吉は「今や会計士と称する者の数、全国を通じて五十を算し」と述べており、さらに『日本会計士会々報』第2号（1923年）において、会計士東夷五郎は「東京及附近に会計士の職務を開始するものは精々三十名、大阪及神戸附近にて二十名に足らず、其他全国を通じて数名若くは拾数名に達せざる現状」と述べている。会計士と名乗っていても、会計監査をする者、会計に付随する業務を行う者、税務を行う者、そして後述するように、脱税指南や不正を教唆する「モグリ」会計士まで存在し、どこまでを会計士として扱うのかを含め、全容は明らかではない。

## (2) 日本会計士会の概要

日本会計士会は、1920年（大正9年）に開催された会計士懇話会が母体となっている。会計士懇話会は、東夷五郎、宮原六郎、森田熊太郎、中瀬勝太郎、奥田大造の5名が発起人となり、懇談会を呼び掛けたことに端を発している。同メンバーで会合を重ねたのち、会計士の地位向上と信用の保持増進を目的とし、1921年6月9日に総会を開いて日本会計士会が設立された。設立当時の会員は27名である<sup>3</sup>。同会の社員（会員）となるためには、試験と実務修習を課して厳選していた。業界内で知られた会計士の半数ほどが日本会計士会に参加したものと思われる。

『日本会計士会々報』の巻末には、会員（社員）の名簿が記載され、会員数を把握することができる。表1は、『日本会計士会々報』の巻末に掲載された会員数の推移である。第1号（1922年）には、20名の会員氏名が確認できる。設立時に27名を数えたが、第1号が発行されるまでに、死亡1名、任意退会5名、除名1名により会員数を減らしている。その後、第4号（1924年）までに会員数を28名まで増やし、第8号（1927年）まで

表1：『日本会計士会々報』の発行年月と、会員数の推移

号	発行年月		会員数
	年	月	
第1号	1922年（大正11年）	5月	20名
第2号	1923年（大正12年）	1月	22名
第3号	1923年（大正12年）	12月	26名
第4号	1924年（大正13年）	7月	28名
第5号	1925年（大正14年）	5月	28名
第6号	1926年（大正15年）	7月	27名
第7号	1926年（大正15年）	11月	28名
第8号	1927年（昭和2年）	6月	28名

資料）『日本会計士会々報』各号より採録。

ほぼ増減がない。当時の会計士業界の全容は明らかではないが、この日本会計士会について、「相当厳格と思われる試験制度を以て入会員を定め」「余りに会員を厳選したためか盛大にはならなかった」(太田 1968, 80 頁)と指摘されている。

## II 『日本会計士会々報』にみる会計士業務

### (1) 『日本会計士会々報』の概要

『日本会計士会々報』は、日本会計士会によって発行されている。『日本会計士会々報』と、後続の『日本計理士会々報』は、第1号(1922年発行)から第20号(1940年発行)まで発行された。『日本会計士会々報』はA5サイズで、各号ともに論説等が掲載されている。巻末には定款・設立趣意書・役員名簿・社員名簿などが記載された。

『日本会計士会々報』は、第1号(1922年)から第8号(1927年)まで発行された。1927年の計理士法の成立に伴い、日本会計士会は日本計理士会と改称し、会報も『日本計理士会々報』とその名を変えている。『日本計理士会々報』は第9号(1929年)から第20号(1940年)まで発行された。

本章では、『日本会計士会々報』における、会計士の業務に関する記載について検討を行う。業務にほとんど触れていない論説等については、割愛、または簡単に内容を紹介するのみにとどめた。本稿では、計理士法の成立直前に発行された、第5号から第8号について、考察を行った<sup>4</sup>。表2は、第5号から第8号における論説等のタイトルである。

表2: 『日本会計士会々報』における論説等のタイトル

号	発行年月	種別	タイトル
第5号	1925年 (大正14年) 5月	報告	第五十回帝国議会に於ける会計士法案
		資料	ニューヨーク州の会計士法案に就て
第6号	1926年 (大正15年) 7月	言議	第五十一回帝国議会と会計士法
		論説	本邦現行法制下に於ける会計士活動の範囲
		雑録	会計士の職業道徳
		雑録	商業学を建設せし人々
		彙報	会計士国際会議
		彙報	我国に於ける会計士諸団体
		彙報	中華民国会計士
第7号	1926年 (大正15年) 11月	新法律	商事調停法
		論説	会計士の職務と会計士法問題
第8号	1927年 (昭和2年) 6月	判例	虚偽の貸借対照表を広告したる場合に於て、其取締役監査役が会社債権者其他の第三者に対して負担すべき責任如何
		言議	計理士法の公布
第8号	1927年 (昭和2年) 6月	論説	手形勘定の研究
		雑録	会計士の職業道徳(中)

資料) 『日本会計士会々報』各号の目次より採録。巻末の「本会記要」「定款」「名簿」「附録」等は省略。

## (2)『日本会計士会々報』第5号 - 1925年(大正14年)5月発行-

第5号は、報告1本と資料1本が掲載されている。

報告は、「第五十回帝国議会に於ける会計士法案」である。会計士法案は、会計監査士法案等の名称を含め、1914年から1920年にかけて、6回にわたり帝国議会に提出されてきた。しかし、審議未了等により、成立には至っていない。本報告では、7回目となる法案、つまり第五十回帝国議会における会計士法案について、条文や議事などが詳細に記されている。

この第五十回帝国議会における法案は、衆議院を通過するものの、貴族院で審議未了となった。しかし、農商務大臣高橋是清は、政府が次期国会に法案を提案する約束をしている。なお、当該法案を含め、数回にわたる法案の審議過程や、その後の政府の立案過程については、先行研究ですでに扱われている(原1989、百合野1999)。本稿では、会計士の業務に係る部分に着目する。

本報告では、議会に提出された会計士法案(以下、議会案)が、日本会計士会で作成した原案(日本会計士会が提案している原案。以下、会計士会案)と比較されている。日本会計士会では、その成立以来、会計士法案の成立のために原案を作成し、早期成立を願って運動を行ってきたのである。第一章第一条「会計士の職務」では、議会案は「会計士ハ当事者其ノ他の関係人又ハ公務所ノ囑託ニ依リ会計ニ関スル職務ヲ行フモノトス」とあり、会計士会案では「会計士ハ本法ノ規定ヲヨリ公衆ノ依頼ヲ受ケ又ハ官公署ノ囑託ニヨリ会計ニ関スル事項ノ監査、調査、整理、組織ノ立案、清算証明、鑑定其他会計ニ関スル職務ヲ行フモノトス」(原文ママ)とある。議会案では、会計士の職務として、「会計」に関する職務と幅広くとらえられているが、会計士会案では、「会計」に関する事項の「監査」「調査」「整理」など具体的な業務が列挙されている。「監査」が最初に列挙されていることから、日本会計士会が監査業務を最も重要な業務であることを認識していたことが見て取れるが、他方で「調査」「整理」などの幅広い業務が併記されており、後者についても重要視していたものと思われる。会計士に強制監査の力を持たせ、その地位向上を図ることが理想であったろうが、現実には監査以外の業務で生計を立てている会計士が多かったのではないかと思われる。第二章の会計士の資格については、議会案と会計士会案ともに、「会計士試験ニ合格」を要件に挙げているが、会計士会案には「五箇年以上会計士ノ事務所ニアリテ実務ノ経験ヲ積ミタルコト」が追記されている。日本会計士会では、会計士に一定以上の能力を担保する必要性を認識していたことがうかがえる。加えて、新規参入を抑える狙いもあったのかもしれない。

本報告では、イギリスの会計士が現に取り扱っている仕事の範囲はかなり広いことを列挙・紹介している。例えば「帳簿の組織<sup>5)</sup>」「帳簿の記入」「会計監査」「破産管財人」「清算事務」「破産事務」など18もの業務が挙げられており、会計士会案を補足説明している。実際に、当時の日本における会計士業務は、会計監査に限ることなく、幅広く行われていたものと思われる。議事には、岡本実太郎氏の発言を紹介しており、一部の会計士が、「税務相談所とか云って」「如何にして税を安くするか」といった「税「モグリ」」がいて税務署でも厄介視していることを紹介している。会計士と名乗る者の一部には、税務を取り扱っていた者が多く存在していたと考えられるが、中には脱税を指南するような者がいたように記載されている。これらの会計士の信用を貶める者を取り締まる法案の必要性が説かれている。加えて、会計士の職務の範囲に関して、アメリカとイギリスを例に、両者に多少の相違があるものの、両国ともに税務に関する事務は、会計士の職務のうち重要なものであることを訴えており、当時の会計士が税務を重要視していたことがわかる。

## (3) 『日本会計士会々報』第6号 — 1926年(大正15年)7月発行 —

第6号は、言議1本、論説1本、雑録2本、彙報1本、新法律1本が掲載されている。

論説は、陶山誠太郎<sup>6</sup>による「本邦現行法に於ける会計士活動の範囲」である。商法の条文から、会計士の活動範囲を検討している。陶山は、会計士は「会計に関する監査、調査、整理、立案、指導、顧問、清算、証明、鑑定、仲裁、並に之に付帯する事項を為すを業とし」、「商行為を為すを業とするもの」ではないため、商法上の商人ではないと述べている。ここに陶山が考える会計士の業務は幅広く、監査にとどまることなく、会計に関する幅広い業務と、これに付帯する事項を含めるものだととらえられている。

商法第二十五条から第二十七条の商業帳簿作成に関する規定について、「会計士は簿記会計に関する専門的職務家なるが故に、商人の業態に依り適当なる商業帳簿を立案し、之が顧問となり、商法の要求せる決算書類の作成を用意ならしめ、又は万一裁判所より帳簿の提出を命ぜられたる場合に於ても充分の作用を盡さしめ、尚商人に対し企業経営上の好参考資料を提供する等、其益するところ甚大なり」(原文ママ)と、会計士業務が商人に与える良い影響に高い期待を寄せている。

また、第七十八条(会社カ合併ノ決議ヲ為シタルトキハ其決議ノ日ヨリ二週間内ニ財産目録及ヒ貸借対照表ヲ作ルコトヲ要ス)に関して、「合併貸借対照表の作成はち密なる特殊技術を要すべし」と述べて、会社の合併に際しての会計士の利用の有用性を説いている。第九十四条の清算人による会社財産の調査も、「幾多特殊の技術を要すべし」「会計に関する専門的職務家たる会計士が清算人として適当」と述べている。

会計士の職務について、監査に関わる部分にも触れているものの、会計に関する専門家としての業務に期待していることがうかがえる。

## (4) 『日本会計士会々報』第7号 — 1926年(大正15年)11月発行 —

第7号は、論説1本、判例1本が掲載されている。

論説は、奥田大造<sup>7</sup>による「会計士の職務と会計士法問題」である。会計士法案の議会への提出が繰り返されるなかで、会計士の職務がどうあるべきかを、会計士会の会員であり、会計事務所を開設している実務家である奥田が私見を述べている。

奥田は、「会計士の業務が財界に必要欠くべからざるものなりや否や」は「其掌る職務の内容と其職務執行の結果如何によりて初めて定めらるべき事柄」(原文ママ)だと述べている。もし「世間一部の自称会計士が此名義のもとに、脱税の補助を為し、不正虚偽の計算を教唆し、会社荒しに従事し、或は事業当務者の手落に乗じ(中略)財界にあつて甚だ無用にして且つ頗る有害なるものとせざるべからず」とし、現状を憂慮している。第5号にも「モグリ」「ゴロ」会計士の存在を排除するためにも、会計士法案が必要である主張がなされていた。おそらく、このような質が担保されていない会計士の存在が目についたのであろう。不正を働く会計士を排除し、会計士業界の地位を高め、信頼を担保するためという側面から、会計士法案の成立を願っていたことがうかがえる。

本論説では、具体的な会計士の職務として、まず「会計の監査」を挙げている。会計士が会計監査に従事する原因として、(甲)当事者の依頼に基づくもの、(乙)公務所の嘱託によるもの、(丙)法律の規程によって選任されるもの、を挙げている。(甲)については、株主や社員総会による嘱託、経営者が自発的に監査を依頼、監査役・大株主等の委託に基づき会計監査に関与、本店の委託により支店の会計監査を引き受ける場合、などが列挙されている。(乙)は、市町村又は市町村組合の会計監査、産業組合等の監督官庁の嘱託に基づいてなす組合会計の監査、が挙げられている。(丙)は、法人の監事、株式会社・株式合資会社の監査役、破産法第

百七十一条により選任される監査委員、が挙げられている。会計士の職務として、監査を重要視していることが見て取れる。しかし、(甲)における内部監査や、(丙)における監査役が例に挙げられているとおり、現代における法定監査・強制監査における証明業務とは、意味合いが異なる部分が含まれている。

会計士の職務として、「会計の監査」以上に紙面を割いて、そのほかの業務を列挙・説明している。具体的には、「会計の調査」「会計の整理」「会計に関する立案」「会計の指導顧問」「清算」「証明」「鑑定」「仲裁」が列挙されている。「会計の調査」は、増資の際の検査役を例に挙げている。「会計に関する立案」では、(イ) 会計事務組織の立案、(ロ) 会計事務取扱方法の立案、(ハ) 原価計算に関する立案、(ニ) 会計帳簿伝票諸計算様式等の立案、(ホ) 会計計算に関する定款寄付行為中の規程其他内規類の立案等（原文ママ）を挙げている。

会計事務所を開設している奥田にとって、本論説における会計士の職務は、「会計士としてあるべき姿」を述べたものである。実務家である奥田が、当時の会計士業務として重視していた部分であるとも思われる。会計監査に特化するわけではなく、幅広く業務を行っていたのではないかと思われる。

#### (5) 『日本会計士会々報』第8号 - 1927年(昭和2年)6月発行 -

第8号は、言議1本、論説1本、雑録1本が掲載されている。

第8号が発行された1927年は、計理士法が3月に公布され、9月に施行されている。本号は、計理士法の公布と施行の間に発行された。

言議は「計理士法の公布」である。日本会計士会は、計理士法について「一応は慶賀すべきものがあるが如し、然れども、其實質の本より考ふれば、未だ遽にしかすべからざるものありて存す」「財界の現状に照すに、大いなる欠点あり」「甚だこれを如何とするを禁ぜざるなり」（原文ママ）と不満を表明している。この言議において、具体的に欠点を挙げているわけではないが、この不満が後の計理士法改正運動につながっていったものと思われる。

会計士業界が待ち望んでいた計理士法であったが、業務の独占規程を欠いていた。また、資格の要件についても、試験合格者のみならず、例外規定、つまり会計学を修めた学士や専門学校卒業生への無試験での登録が認められ、実務能力について一定のレベルを担保するには至らなかったのである。第8号は、掲載された言議において、法案成立自体は一步前進ではあるものの、理想的な制度の実現のための政府への働きかけを促している。

『日本会計士会々報』は第8号までの発行となり、第9号からは『日本計理士会々報』と名称を変え、同じく名称を変更した日本計理士会より発行が続けられることとなる。

### Ⅲ 日本会計士会が計理士法に与えた影響

#### (1) 計理士法の概要

1927年(昭和2年)に「計理士法」が公布・施行され、我が国における初めての職業会計人が法律によって規定された。これまで使用されていた会計士ではなく、計理士という名称が採用された理由は、「会計士の称号は、一般に使用されていて、新しい制度のもとに会計士を名乗ることは旧自称会計士との間に混乱を招く恐れがあるため」（全日本計理士会職業会計人史編纂委員会編 1973、14頁）とされている。

計理士法は、計理士が「計理士ノ称号ヲ用ヒテ会計ニ関スル検査、調査、鑑定、証明、計算、整理又ハ立案ヲナスコトヲ業トスルモノトスル」と定めた。もっとも、計理士の称号を用いてこれらの業務を行うことがで

きるのであって、独占業務とされていたわけではなかった。計理士が実際に従事した業務の多くは、記帳代行や税務に関するものであったとされる。さらに、計理士の資格付与にも問題があった。計理士試験に合格した者だけでなく、大学又は専門学校で会計学の単位を修得して卒業した者まで幅広く認めていたため、1948年（昭和23年）の時点で登録されている計理士は25,000人に及んだ。このうち、試験を受けて計理士になった者は113人である（平野2012、14頁）。計理士資格者は相当数存在したが、財務諸表の監査への関与は、その能力に関して実務界や会計学者から不安視されていた。

## （2）日本会計士会が計理士法に与えた影響

『日本会計士会々報』第5号から第8号における、会計士の業務に関する記述を検討した結果、日本会計士会が計理士法に与えた影響を2つ言及したい。

一つ目は、当時の会計士の業務内容が反映されて、計理士に監査業務のみならず、幅広い会計に付随する業務が計理士法の条文に記載されたことである。計理士法第一条には、計理士の業務として「会計ニ関スル検査、調査、鑑定、証明、計算、整理又ハ立案」と明記された。法案成立前における会計士業務を色濃く反映させたものであると思われる。現在のように監査証明業務のみでは、多くの会計士にとって営業が成り立たなかったであろう。後に、計理士の質向上を図るうえで、計理士団体より「検査、調査、鑑定、証明」業務と、「計算、整理、立案」業務との分離が主張された。加えて「税務代理」業務は計理士業務とは分化すべきであるとの主張もされている（平野2017、14頁）。計理士法における業務の規程、つまり会計に関する幅広い業務の記載が、監査証明業務を主とした現代における公認会計士との違いを際立たせる結果となった。

次に、信頼性の低い会計士の存在、つまり脱税などの脱法行為を業務としていた会計士の存在が、計理士法の成立を強く促したことが考えられる。計理士法成立前は、「真正なる会計士」（『日本会計士会々報』第7号、6頁）から見て、「モグリ」（『日本会計士会々報』第5号、27頁）の会計士が存在していた。脱税を指南し、不正虚偽の計算の教唆するような会計士を取り締まるために、早急に法案を成立させる必要があった。計理士という新たな資格が創設され、不正会計士は排除されることが期待されたが、計理士の業務に独占規程は設けられなかった。計理士法の第1条に記載される業務は、計理士の称号を用いなければ、誰でも可能であるということになる。計理士法の意図は、計理士と称して計理士業務を行うものを取り締まることにある（平井・渡部1932、104 - 105）と指摘されている。計理士法の成立は、「モグリ」「ゴロ」会計士の計理士としての排除には、いくらかは貢献できたかもしれない。他方で、計理士の独占規程に関しては、設けられることはなく、日本会計士会としては不満の残るところとなった。

## おわりに

これまで、戦前の会計士の業務の実態は明らかにはされてこなかった。本稿は、これまでほとんど注目されることのなかった『日本会計士会々報』を考察することにより、当時の会計士業務の一端を明らかにしようと試みた。

当時の会計士は、法律によって規定された存在ではなく、個々に会計士等の名称を名乗り、営業を始めた存在であった。日本会計士会は、当時の会計士の地位向上や、資格創設を目指して設立され、『日本会計士会々報』からは日本会計士会の主張を垣間見ることができた。とくに当時の会計士業務を反映した主張を見て取ることができた。当時の会計士業務は、監査業務のみならず、会計に付属する業務や税務の比重が高かったものと推

測される。会計士のあるべき姿として、業務内容の現状を踏まえ、業務の軸足を税務や会計事務に依拠しようとしていた。

『日本会計士会々報』の論説等や、帝国議会における議事録からは、計理士法の成立前、会計士と名乗る者の中には、「脱税の補助」「不正虚偽の計算の教唆」などの「業務」を行うものが散見されたことが推測できる。議事録に「モグリ」の言葉が確認でき、日本会計士会の会員からは「モグリ」「ゴロ」の「自称会計士」（主張している会計士も自称なのであるが、日本会計士会の会員には厳格な審査や試験を課しており、「真正な会計士」からみるとそうなるのであろう）を取り締まる必要性が強く訴えられていた。

当時の会計士業務が、監査に限らず、会計に関する幅広い業務であり、むしろ後者の割合が高かったものと推測される。その実態が、計理士法第1条「会計ニ関スル検査、調査、鑑定、証明、計算、整理又ハ立案」の記載に反映されている。

他方、脱税指南などの業務を行う「自称会計士」の存在が、計理士法案の早急な成立を促した。まずは資格制度を作り、専門職を世間に知らしめたいとの思いが働いたものと思われる。法案には、業務の独占規程を欠いており、計理士の名称を用いなければ誰でも計理士法第1条の業務を行うことができた。計理士への登録も、資格試験だけではなく、学歴による試験免除という例外規定が設けられ、質の担保という点で中途半端な制度となった。

日本会計士会は、設立当初は有力な会計士が多数参加していたとされる。会報から発信された内容は、計理士法を作成するにあたって、会計士業界の意見として考慮されたと思われる。会報では、当時の会計士業務の実態、つまり税務をはじめとする監査以外の業務に依存した状況を発信することとなった。

日本会計士会が創立されたのは1921年（大正10年）であり、計理士法が施行されたのが会の創立から5年が経過した1927年（昭和2年）であった。この間、日本会計士会の会員数はほとんど変化がない。会計士業界自体が広がりを見せていなかったことが考えられるほか、日本会計士会の会員以外の会計士にとって、会の方針に共感できなかった可能性がある。また、日本会計士会への入会は、厳格な審査や試験を課しており、「モグリ」「ゴロ」会計士はもちろんのこと、多くの会計士が入会を阻まれた可能性がある。計理士法案は政府により提出されたが、日本会計士会の会員数では政府案に対して影響力を行使することができなかったのかもしれない。

計理士法の制定以降、計理士団体より法律の改正を求める運動が起こされた（原1989、平野2012）が、実現されることなく終戦を迎える。戦後、連合国の占領とアメリカの指導のもと、1947年（昭和22年）には証券取引法、1948年（昭和23年）には公認会計士法が相次いで施行され、職業会計人の地位向上と、監査の独占業務の付与はここに実現することとなる。

本稿では、日本会計士会の創立期における会計士業務を、『日本会計士会々報』の第5号から第8号を用いて検討を行った。計理士法施行後の計理士業務を理解するためには、『日本計理士会々報』第9号以降を検討する必要があるであろう。本稿で扱った時期以降、計理士業務に変化はあったのか、脱税指南に見られる「モグリ」会計士は根絶することはできたのか。戦前の職業会計人である会計士・計理士の業務を明らかにするためには、必要な作業である。さらに、日本計理士会以外の業界団体の発言も検討する必要があると思われる。会計士の団体は、日本会計士会・日本計理士会以外にも、存在が確認できる<sup>8</sup>。とくに、全日本計理士協会は『全日本計理士会会報』を発行しており、考察する価値のある資料だと思われる。これらの資料を考察し、当時の職業会計人の業務を明らかにすることが、今後の課題である。



## 【註釈】

- 1 原タイトルは、旧字体を使用していて『日本會計士會々報』となっている。以下、本稿では、新字体を用いる。
- 2 『日本會計士会々報』第1号の会員名簿には、森田会計調査所と同大阪出張所の記載が確認できる。
- 3 『日本會計士会々報』第1号の巻末に記載された日本會計士会定款に、成立時の社員（会員）は27名との記載がある。
- 4 日本會計士会創立期の会報、つまり第1号から第4号については、拙稿（山下2017、19-42頁）において検討している。当時の会計士業務として、税務に関する割合が大きいことを指摘した。
- 5 帳簿を組織化、体系化する業務であると考えられる。
- 6 執筆当時、日本會計士会の会員（理事）であり、大阪高等商業学校の講師であった。『日本會計士会々報』第8号では同校教授の肩書となっている。
- 7 奥田は、日本會計士会の創立メンバーの一人で、当初より常務理事を務めている。『日本會計士会々報』第1号より編集兼発行人にその名を確認することができる。東京に奥田会計士事務所を開設していた。
- 8 東京會計士協会（1925年創立）、第一會計士会（1926年創立）、全日本計理士協会（1928年創立）などがある。

## 【参考文献】

- 新井益太郎（1999）『会計士監査制度史序説』中央経済社。
- 新井益太郎（2005）『私の知る会計学者群像』中央経済社。
- 安藤英義・新田忠誓・伊藤邦雄・廣本敏郎編（2007）『会計学大辞典 第五版』中央経済社。
- 太田哲三（1956）『会計学の四十年』中央経済社。
- 太田哲三（1968）『近代会計側面誌—会計学の六十年』中央経済社。
- 久保田音二郎（1976）「明治以降の監査役監査の発展」、青木茂男編『日本会計発達史』同友館。
- 黒澤清（1976）「近代簿記会計の誕生」、青木茂男編『日本会計発達史』同友館。
- 黒澤清（1987）「財務諸表制度発展史序説」、黒澤清編『わが国財務諸表制度の歩み—戦前編—』雄松堂出版。
- 黒澤清（1990）『日本会計制度発展史』財経詳報社。
- 全日本計理士会職業会計人史編纂委員会編（1973）『近代職業会計人史』全日本計理士会。
- 染谷恭次郎編（1981）『我国会計学の軌跡 第五卷』雄松堂書店。
- 高木勝一（2007）『日本所得税発達史—所得税改革の発展と歴史 創設期から現在まで—』ぎょうせい。
- 友岡賛（2010）『会計士の誕生—プロフェッションとは何か』税務計理協会。
- 西野嘉一郎（1985）『現代会計監査制度発展史—日本公認会計士制度のあゆみ—』第一法規出版。
- 日本公認会計士協会25年史編さん委員会編（1975）『公認会計士制度25年史』日本公認会計士協会。
- 原征士（1989）『わが国職業的監査人制度発展史』白桃書房。
- 原征士（2005）「株式会社制度と会計監査」、平林善博編『近代会計成立史』同文館出版。
- 平井泰太郎・渡部義雄（1932）『計理士要覧』。
- 平野由美子（2012）「昭和初期における計理士法改正運動：木村禎橘の運動を中心に」、『立命館経営学』第50巻5号、57-79頁。
- 平野由美子（2017）「日本の計理士制度の形成」、日本会計史学会スタディ・グループ編「簿記論・会計士講義で語るべき会計史」最終報告、監査篇15頁。
- 山下修平（2017）「日本會計士会創立期における会計士—『日本會計士会々報』にみる会計士業務—」、『秀明大学紀要』第14号、19-42頁。
- 山下修平（2017）「公認会計士法」、日本会計史学会スタディ・グループ編「簿記論・会計士講義で語るべき会計史」最終報告、監査篇25-28頁。
- 百合野正博（1999）『日本の会計士監査』森山書店。
- 渡辺和夫（2005）「戦前の会計監査」、『商学討究』56巻1号、21-33頁。